



# くらしの相談所

【問合せ先】  
市民生活課市民相談センター・  
消費生活センター（☎ 28-9110）

## 18歳で成人に! 契約トラブルに遭わない準備を



令和4年4月1日から成年年齢が18歳となり、保護者の同意を得ずに契約を結ぶことができるようになります。安易に契約すると、思いもよらないトラブルに巻き込まれることがあります。今から家族で契約についてよく話し合しましょう。

### 【事例】

- ▼「自宅にいても儲かる」というインターネット上の書き込みを見て契約したら、マルチ商法だった
- ▼インターネットで気に入った中古車を見つけ、分割払いのつもりで契約したが、後日「代金を全額納めないと納車できない」と言われた
- ▼月々の支払い額が安いと言われて高額なスマート

フォンを契約したが、実際には支払い総額が予想額をはるかに超えていた

### 【気をつけるポイント】

- 契約は、原則として口頭でも成立し、簡単に解除することができなくなります。
- 契約内容をよく確認し、理解できないことは家族などと相談したうえで契約するようにしましょう。

## 9月は高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン期間です

県と県内の各消費生活センターでは、高齢者悪質商法被害防止キャンペーンを実施します。高齢者をねらった悪質商法の被害を防ぎましょう。



### 【市民生活相談・消費生活相談】

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。  
開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

### 【司法書士による無料消費生活相談】 **要予約**

とき＝10月3日（土）13:30～16:30  
ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）  
予約先＝消費生活センター（☎28-9110）